

茨城県報 第7138号

昭和58年5月2日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●救急診療所の認定(医療整備課)	1
●救急病院の申出の撤回(")	2
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課)	2
●新規土地改良事業の計画変更の認可(2件)(")	3
●新規土地改良事業の認可(5件)(")	3
●定款変更の認可(2件)(")	4
●土地改良事業の工事完了(")	4
●土地改良区の解散認可(")	5
●道路の区域変更(道路維持課)	5
●道路の供用開始(")	5
●土地区画整理組合の解散認可(都市計画課)	6
●都市計画事業の認可(都市施設課)	6
●土地改良区役員の就退任(3件)(土地改良事務所)	6

公 告

●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課)	9
●開発行為の工事完了(")	10
●道路位置の指定(")	10

告 示

茨城県告示第740号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、次の医療機関を、救急診療所として認定したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹内藤男

名 称 所 在 地

稲敷 医 院 稲敷郡江戸崎町佐倉3354

茨城県告示第741号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、救急病院として認定した次の医療機関は、その申出を撤回したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名	称	所	在	地
稲	敷	病	院	稲敷郡江戸崎町佐倉3354

茨城県告示第742号

石下町長松崎良助から昭和58年4月4日付けで認可申請のあつた本豊田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

本豊田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年5月6日から昭和58年5月26日まで

3 縦覧の場所 石下町役場

茨城県告示第743号

八郷町長岩本佳之から昭和57年12月20日付けで認可申請のあつた大塚地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

大塚地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年5月4日から昭和58年5月24日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第744号

昭和58年 2 月10日付けで鹿島海岸土地改良区から申請のあつた鹿島海岸地区土地改良事業の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和58年 4 月22日認可したので、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第745号

昭和58年 1 月20日付けで古河市長逆井督から認可申請のあつた大山教明地区土地改良事業の計画変更については昭和58年 4 月25日付けで土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから、同法第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第746号

昭和57年12月10日付けで大和村長今井勇から認可申請のあつた本木地区土地改良事業は、昭和58年 4 月23日付けで土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したので、同法第96条の 2 第 7 項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第747号

昭和57年 7 月30日付けで江川土地改良区から申請のあつた江川地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和58年 4 月23日認可したので、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第748号

昭和58年 1 月26日付けで桜村中根土地改良区から申請のあつた中根第 2 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和58年 4 月23日認可したので、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第749号

昭和58年2月14日付けで鳥名木土地改良区から申請のあつた鳥名木第3地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年4月23日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第750号

昭和58年2月8日付けで鹿島郡大野村武井1575大槻嘉明ほか38名から認可申請のあつた武井前谷津地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年4月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第751号

昭和58年4月15日付けで佐和土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和58年4月23日認可した。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第752号

昭和58年4月13日付けで浜土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和58年4月23日認可した。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第753号

昭和47年8月1日付けで計画の確定のあつた県営那珂地区事業については昭和58年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公示する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第754号

行方郡玉造町八木蒔に事務所を置く八木蒔土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により昭和58年4月25日付けで解散の認可をしたから、同条第3項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年5月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字大塚 県道八郷稲田線分岐から 真壁郡真壁町大字白井 県道筑波益子線交点まで	旧	最大 <small>メートル</small> 10.20	<small>メートル</small> 8,388.00	
		最小 2.50		
新治郡八郷町大字大塚字池袋2135番4地先 県道八郷稲田線分岐から 真壁郡真壁町大字白井543番地先 県道筑波益子線交点まで	新	最大 27.00 最小 2.50	9,316.00	県道八郷稲田線の旧道区間を編入するための区域変更

茨城県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和58年5月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道八郷稲田線
- 2 供用開始の区間
新治郡八郷町大字大塚字池袋2135番地先から
新治郡八郷町大字大塚字池袋941番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年 5 月 2 日

茨城県告示第757号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第45条第 4 項の規定に基づき北茨城市五浦土地区画整理組合の解散について認可したから告示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第758号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 石下町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
石下都市計画公園事業
2・2・008 大橋南児童公園
- 3 事業施行期間 昭和58年 5 月 2 日から昭和59年 3 月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 結城郡石下町大字新石下字大正内地内
(2) 使用の部分 な し

茨城県告示第759号

常陸太田市山下町1252番地の 7 に事務所を置く里川堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 久保田 達 哉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市常福地町116	理 事	森 敏 男	
〃 塙町2268の 2	〃	佐々木 謙次郎	
〃 磯部町664	〃	中 村 卓 夫	
〃 田渡町472の 1	〃	棚 井 富 雄	
〃 岡田町274	〃	立 原 欣 一	
〃 上土木内町347	〃	椎 名 誠	

〃	小目町2685	〃	磯野 繁 信
	日立市留町90の2	〃	広原 喜志男
〃	茂宮町658	〃	古市 太左衛門
常陸太田市上土木内町363		監 事	黒沢 八 郎
〃	瑞竜町1148の2	〃	武藤 留 蔵
日立市大和田町3274の2		〃	萩谷 光 衛

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市常福地町116	理 事	森 敏 男	
〃 埴町2268の2	〃	佐々木 謙次郎	
〃 瑞竜町1408	〃	武藤 広	
〃 磯部町664	〃	中村 卓 夫	
〃 西宮町1143	〃	鈴木 利	
〃 小沢町2360	〃	福田 甲子夫	
〃 上土木内町347	〃	椎名 誠	
〃 小目町2685	〃	磯野 繁 信	
日立市神田町1589	〃	田口 捨 雄	
〃 茂宮町658	〃	古市 太左衛門	
常陸太田市上土木内町363	監 事	黒沢 八 郎	
〃 磯部町1218	〃	六ツ崎 薫	
日立市大和田町3274の2	〃	萩谷 光 衛	

茨城県告示第760号

鹿島郡鹿島町大字佐田字佐田1428に事務所を置く鹿島湖岸南部土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年5月2日

茨城県銚田土地改良事務所長 大 山 光 男

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字大船津2274-1	理 事	坂本 新一郎	
〃 〃 〃 648	監 事	内田 義 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字大船津2512	理 事	内 田 次 雄	
" " " 537	監 事	青 野 寛	

茨城県告示第761号

水海道市豊岡町丙に事務所を置く報恩寺土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があつたので同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年5月2日

茨城県下館土地改良事務所長 飛 田 清 実

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市豊岡町丙421	理 事	亀 崎 富太郎	
" " 乙326	"	小 林 勝	
" " 乙1711	"	飯 沼 泰 治	
" " 丙3216	"	中 山 武三郎	
" " 丙1346	"	荒 木 文 雄	
" " 丙1576	"	中 村 清 次	
" " 丙263	"	亀 崎 好 雄	
" " 丙383	"	倉 持 良 一	
" " 丙1827	"	河 田 一 郎	
" " 丙1705	"	柴 崎 光	
" " 丙1201	"	荒 木 直 義	
" " 丁1528	"	片 倉 高 雄	
" 坂手町2131	"	岡 野 憲之助	
" " 1199	"	石 塚 仁 徳	
" 豊岡町丙1561	監 事	青 木 芳 蔵	
" " 丙1331	"	荒 木 繁 夫	
" " 丙285	"	石 塚 利 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市豊岡町丙421	理 事	亀 崎 富太郎	
" " 丙3216	"	中 山 武三郎	
" " 丙1576	"	中 村 清 次	

"	"	丙1566	"	荒 木 由 三
"	"	丙1827	"	河 田 一 郎
"	"	丙1699の1	"	倉 持 七 郎
"	"	丙383	"	倉 持 良 一
"	"	丙296	"	河 田 正 夫
"	"	丙259	"	石 塚 勇 夫
"	"	丁550	"	山 崎 高 敬
"	"	乙326	"	小 林 勝
"	"	乙389	"	中 島 貞 男
"		坂手町1088	"	生 井 清 作
"	"	2057	"	岡 野 憲之助
"		豊岡町丙1561	監 事	青 木 芳 蔵
"	"	丙1331	"	荒 木 繁 夫
"	"	丙253	"	石 塚 利 夫

公 告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第 9 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年 5 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和58年 5 月 9 日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 鹿島郡神栖町東深芝22-1
- 3 聴 聞 事 項 工業専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
飲食店への用途変更
- 4 申請者住所氏名 鹿島郡神栖町平泉十二入会182-38
鹿島臨海鉄道株式会社 代表取締役 山 本 満 男
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 用途変更
申請延面積14.90㎡
- 6 敷 地 面 積 163.12㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 鹿島郡神栖町東深芝22-1

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和58年 5 月 9 日 午後 2 時
 - 2 聴 聞 場 所 那珂湊市阿字ヶ浦町822-1, 824, 823-1
 - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
工場兼住宅の増築

- 4 申請者住所氏名 那珂湊市阿字ヶ浦町822—1
株式会社川崎製作所 代表取締役 川崎 長一郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 増築
申請延面積291.60㎡ 既存880.31㎡
- 6 敷地面積 2,487.75㎡
- 7 原動機 既設90KW
- 8 建築物の位置 那珂湊市阿字ヶ浦町822—1, 824, 823—1

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡牛久町猪子字原992の17, 992の116
- 2 事業主の住所及び氏名
千葉県柏市大青田799
三心開発株式会社 代表取締役 寺嶋 三枝

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年5月2日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第247号	58. 4. 12	ポエム商事 (株) 代表取締役 宮本 起郎	東京都新宿区西 新宿7-19-21	北相馬郡藤代町谷中字 元畑328の1, 同の7, 329の5, 同の7, 330 の1, 331の5, 同の 6, 同の7	メートル 6.00	メートル 39.60
" 第248号	"	同 上	同 上	" " " " 362の2, 364の3	4.05	27.90
" 第306号	58. 4. 22	小山末太郎	東京都品川区豊 町2丁目6-16	稲敷郡阿見町荒川本郷 字鶉原2171の3	4.00	35.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 2,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所